

新報

(二)

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月増休費
○時事新報社、直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ
運賃料ヲ半額

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙填塞するより各社同一の記事を掲ぐるなど寡からり時事新報社は社員並に通訊員の多きを以て斯類に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずしに信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合もあらざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直本社に向け發送あらんとを請ふ

新報

今ある官有の山林は鹿瀬高野の際に各藩の所有又は社寺の所領を政府に收めたものにして從來各藩の中には林政の案外に行届いたるものもなきに非ざれど多くは其地方の習慣に任せて所謂御大法に附し去りたるものと其儀に收めて中央政府の有と爲したるが故に其混亂は一方ならず全國の中には其境界さへも一定せざるものもある程の次第にして監督の法も未だ整はるゝ處あるが如し即ち今日は夫れゝの規則もあり大小の林區を置て其監督頗る密なれども一般の調査行届かず隨て大體の計畫定めらざるよりして其法の密なるは適まく以て事の繁雜を招くのみならず下級の小役人などが甚く規則の精神を解せずしてますゞ事を繁にする奇談さもありと云ふ山林の雪を掃ひたりとて官に於ては何の損する所もなかる可きに斯る些細の事さへ却て監督の法を困難ならしむるみと少なからず從來の方に於ては官林内の積雪を取りしが爲めに罰せられる事慣習にては官林(即ち藩林)の立木みそ人民の私伐を許すゝれども新の爲めに枯枝を折り肥料もしくは牛馬の飼料の爲めに下草を刈るは公然の歎許にして或は官寺も尙ほ規則の拘束を免れるは畢竟小役人共が規則の精神を解せざるが爲めにして地方人民の感情を損して於ては何の損する所もなかる可きに斯る些細の事さへ却て監督の法を困難ならしむるみと少なからず從來の習慣にては官林(即ち藩林)の立木みそ人民の私伐を許すゝれども新の爲めに枯枝を折り肥料もしくは牛馬の飼料の爲めに下草を刈るは公然の歎許にして或は官寺から保護も行はれたる次第なるに今日の規則は全く之に反して一枚一草の微々他に手に觸れしむるみと少なからず取締の嚴密なるにも拘はらず盜伐等の患常と絶えずして屢て犯則者も多きが如じ而して其敗人の點は如何と云ふに日本の山林は海外諸國に得易からざる地の財源たるにも拘はらず又その監督法の嚴密なるにも拘はらずして殆んど收支相償ふか或は差引して豈少の収益あるに過ぎずと云ふ一國經濟の上より見れば不利の甚だしきものと云ふ可し是に於てか其始末に關して種々の議論ある中にも全國の山林を擧げて民有に歸せしめんとするの説あり其説に據れば國中の官林を人民

すして之を施行する手加減の如何に存するみどなれば
目下の急は何は設置き其手心を寛にするみと肝要なる
のみ聞く所に據れば彼の清酒小賣等の検査に人民生活の
の程度殆んど同一様なる兩縣下に兩人の官吏を派出せ
しめたる其結果を見るに一方にては百名以上の犯則者
を出したる其反対に一方にては僅々五六名に過ぎざる
が如き例もありと云ふ即ち其派出官吏の手心如何に
して山林の取締の如きも之と同一のものなれば規則者
笠に着て漫に犯則者を多くするが如き輩は暗に懲戒の
意を加へて之を警しめ以て後を謹ましむるは勿論、畢竟規則に拘泥して人民の迷惑を顧みざるが如きは下經
の小官吏に多きの常なれば今後山林の巡視等は成る可
く高等の官吏にして事に通ずるものに任じ其取締を實行
にして人民の苦情を安むるを目下の急として深く注意
せんみと我輩の當局者に望む所なり

雜報

四月に之を日成れ、八着小意見ん可取率つとてる有をと相づは

中村はるこ

An illustration of a traditional Japanese architectural detail, possibly a roof bracket or a part of a larger building, featuring a curved eaves and structural supports.

○東京醫會日本橋區坂本町なる醫會と
會長安藤正胤、副會長
活太、新宮涼闇、櫻井
來役員の任期は一年
改めたるよしなり

○根岸の秋季競馬
十一日より三日間

○故高山彦九郎氏の
地有力家の贊成を
し前橋招魂社前に
執行すと云ふ

○ウエブスターの一
事裁判に於て重禁
ターは新潟縣巡査
り翌十一日汽船多
るが横濱より更にて
る筈なりと云ふ

○震災一周年の去
る